

1.8. 要介護認定について

要介護認定に係る政省令・告示・通知改正について

【政令】（一部改正）

○介護保険法施行令（案）（第二条・特定疾病関係）〈別紙1〉

【省令】（一部改正）

○要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（案）〈別紙2〉

【告示】（一部改正）

○要介護認定基準時間の推計の方法（案）〈別紙3、別表第一部分のみ〉

【通知】（全て全部改正：現行通知は3/31限りで廃止）

①「要介護認定等の実施について」（局長通知）

〈改正施行規則の公布に併せ発出予定〉

②「介護認定審査会の運営について」（局長通知）

〈改正施行規則の公布に併せ発出予定〉

③「要介護認定における『認定調査票記入の手引き』、『主治医意見書記入の手引き』及び『特定疾病にかかる診断基準』について」（課長通知）

〈改正施行令、改正施行規則の公布に併せ発出予定〉

※③については、現在『認定調査票記入の手引き』、『主治医意見書記入の手引き』及び『特定疾病にかかる診断基準』を一括して通知しているところであるが、本通知に係る関係政省令の公布時期等を勘案し、通知案の情報提供や一部についての先行通知等、速やかな情報提供のための方策について、検討中である。

○介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）
（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定疾病）</p> <p>第二条 法第七条第三項第二号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。</p> <p>一 がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る。）</p> <p>二 関節リウマチ</p> <p>三 五 （略）</p> <p>六 初老期における認知症（法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。）</p> <p>七 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病</p> <p>八 十 （略）</p> <p>十一 多系統萎縮症</p> <p>十二 十三 （略）</p> <p>十四 （略）</p> <p>十五 十六 （略）</p>	<p>（特定疾病）</p> <p>第二条 法第七条第三項第二号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 シヤイ・ドレーガー症候群</p> <p>五 初老期における認知症（法第七条第十五項に規定する認知症をいう。以下同じ。）</p> <p>六 八 （略）</p> <p>九 十 （略）</p> <p>十一 パーキンソン病</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 慢性関節リウマチ</p> <p>十四 十五 （略）</p>

○要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号)(抄)
(第五条関係) (傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(要介護認定の審査判定基準等)</p> <p>第一条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)<u>第七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第二十七条第五項前段(法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。</p> <p>一 要介護一 要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)</p> <p>二 又はこれに相当すると認められる状態(次条第一項第二号に該当する状態を除く。)</p> <p>二(五) (略)</p> <p>2 第二号被保険者(法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。次条第二項において同じ。)<u>の要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病(法第七条第三項に規定する特定疾病をいう。次条第二項において同じ。)</u>によって生じたものであるかについての法第二十七条第五項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、<u>法第二十七条第三項(法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。)</u>の主治の医師(以下この項において「主治医」という。)<u>の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果及び法第二十七条第六項(法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び</u></p>	<p>(要介護認定の審査判定基準等)</p> <p>第一条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)<u>第七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第二十七条第八項前段(法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。</p> <p>一 要介護一 要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)</p> <p>二 又はこれに相当すると認められる状態</p> <p>二(五) (略)</p> <p>2 第二号被保険者(法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。次条第二項において同じ。)<u>の要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病(法第七条第三項に規定する特定疾病をいう。次条第二項において同じ。)</u>によって生じたものであるかについての法第二十七条第八項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、<u>法第二十七条第六項(法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。)</u>の主治の医師(以下この項において「主治医」という。)<u>の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果及び法第二十七条第九項(法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び</u></p>

第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の審査及び判定に係る被保険者、その家族、主治医その他の関係者の意見等を勘案して行うものとする。

(要支援認定の審査判定基準等)

第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第三十二条第四項前段(法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかにについて行うものとする。

一 要支援一 要介護認定等基準時間が二十五分以上三十二分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)

二 要支援二 要介護認定の継続見込期間(法第七条に規定する期間をいう。)にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)

2 前条第二項の規定は、第二号被保険者の要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によつて生じたものであるかについての法第三十二条第四項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定について準用する。この場合において、前条第二項中「法第二十七条第三項(法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第三十二条第二項(法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。)」において準用

第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の審査及び判定に係る被保険者、その家族、主治医その他の関係者の意見等を勘案して行うものとする。

(要支援認定の審査判定基準等)

第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める程度は、要介護認定等基準時間が二十五分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)

2 前条第二項の規定は、第二号被保険者の要介護状態となるおそれのある状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によつて生じたものであるかについての法第三十二条第四項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定について準用する。この場合において、前条第二項中「法第二十七条第六項(法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第三十二条第二項(法第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。)」において準用する法第二十七条第六項

する法第二十七條第三項」と、「法第二十七條第六項（法第二十八條第四項、第二十九條第二項及び第三十一條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十二條第五項（法第三十三條第四項、第三十三條の二第二項、第三十三條の三第二項及び第三十四條第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十七條第六項」と読み替えるものとする。

（要介護認定等基準時間）

第三條 第一條第一項各号及び前條第一項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第二十七條第二項（法第二十八條第四項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項及び第三十二條第二項（法第三十三條第四項、第三十三條の二第二項、第三十三條の三第二項及び第三十四條第二項）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。

一〇五（略）

附則

第二條 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第三條第二項の規定により読み替えて適用する法第十九條第一項の厚生労働省令で定める区分は、経過的要介護（要介護認定等基準時間が二十五分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態をいう。）に該当するものとする。

と、「法第二十七條第九項（法第二十八條第四項、第二十九條第二項、第三十條第二項及び第三十一條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十二條第五項（法第三十三條第四項及び第三十四條第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十七條第九項」と読み替えるものとする。

（要介護認定等基準時間）

第三條 第一條第一項各号及び前條第一項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第二十七條第二項（法第二十八條第四項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項及び第三十二條第二項（第三十三條第四項及び第三十四條第二項）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。

一〇五（略）

調査は、調査対象者が通常の状態（調査可能な状態）であるときに実施して下さい。本人が風邪をひいて高熱を出している等、通常の状態でない場合は再調査を行って下さい。

保険者番号 _____ 被保険者番号 _____

認定調査票（概況調査）

I 調査実施者（記入者）

実施日時	平成 年 月 日	実施場所	自宅内・自宅外（ ）
ふりがな		記入者氏名	所属機関

II 調査対象者

過去の認定	初回・2回目以降 (前回認定 年 月 日)	前回認定結果	非該当・要支援（ ）・要介護（ ）
ふりがな		性別	男・女
対象者氏名		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日（ 歳）
現住所	〒 -	電話	- -
家族等 連絡先	〒 - 氏名（ ）調査対象者との関係（ ）	電話	- -

III 現在受けているサービスの状況についてチェック及び頻度を記入してください。

在宅利用 [認定調査を行った月のサービス利用回数を記入。(介護予防)福祉用具貸与は調査日時点の、特定(介護予防)福祉用具販売は過去6月の品目数を記載]			
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問介護(ホームヘルプサービス)	月 回	<input type="checkbox"/> (介護予防)福祉用具貸与	品目
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問入浴介護	月 回	<input type="checkbox"/> 特定(介護予防)福祉用具販売	品目
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問看護	月 回	<input type="checkbox"/> 住宅改修	あり・なし
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問リハビリテーション	月 回	<input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護	月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)居宅療養管理指導	月 回	<input type="checkbox"/> (介護予防)認知症対応型通所介護	月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)通所介護(デイサービス)	月 回	<input type="checkbox"/> (介護予防)小規模多機能型居宅介護	月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)	月 回	<input type="checkbox"/> (介護予防)認知症対応型共同生活介護	月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)短期入所生活介護(特養等)	月 日	<input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護	月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)短期入所療養介護(老健・診療所)	月 日	<input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)特定施設入居者生活介護	月 日		
<input type="checkbox"/> 市町村特別給付 []			
<input type="checkbox"/> 介護保険給付外の在宅サービス []			

施設利用	施設連絡先
<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護適用施設(グループホーム) <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護適用施設(ケアハウス等) <input type="checkbox"/> 医療機関(医療保険適用療養病床) <input type="checkbox"/> 医療機関(療養病床以外) <input type="checkbox"/> その他の施設	施設名 _____ 郵便番号 _____ 施設住所 _____ 電話 _____

IV 調査対象者の主訴、家族状況、調査対象者の居住環境（外出が困難になるなど日常生活に支障となるような環境の有無）、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入してください。

--

認定調査票（基本調査）

1-1 麻痺等の有無について、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。（複数回答可）

特記事項 ⇒ 1

1. ない	2. 左上肢	3. 右上肢	4. 左下肢	5. 右下肢	6. その他
-------	--------	--------	--------	--------	--------

1-2 関節の動く範囲の制限の有無について、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。（複数回答可）

⇒ 1

1. ない	2. 肩関節	3. 肘関節	4. 股関節	5. 膝関節	6. 足関節	7. その他
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

2-1 寝返りについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

⇒ 2

1. つかまらないでできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

2-2 起き上がりについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

⇒ 2

1. つかまらないでできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

2-3 座位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。⇒ 2

1. できる	2. 自分の手で支えればできる	3. 支えてもらえればできる	4. できない
--------	-----------------	----------------	---------

2-4 両足での立位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

⇒ 2

1. 支えなしでできる	2. 何か支えがあればできる	3. できない
-------------	----------------	---------

2-5 歩行について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

⇒ 2

1. つかまらないでできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

2-6 移乗について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

⇒ 2

1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
-------	---------	---------	--------

2-7 移動について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

⇒ 2

1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
-------	---------	---------	--------

3-1 立ち上がりについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

⇒ 3

1. つかまらないでできる	2. 何かにつかまればできる	3. できない
---------------	----------------	---------

3-2 片足での立位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

⇒ 3

1. 支えなしでできる	2. 何か支えがあればできる	3. できない
-------------	----------------	---------

4-3 洗身について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒3

1. 自立	2. 一部介助	3. 全介助	4. 行っていない
-------	---------	--------	-----------

4-1 じょくそう（床ずれ）等の有無について、あてはまる番号に○印をつけてください。 ⇒4

7. じょくそう（床ずれ）がありますか	1. ない	2. ある
---------------------	-------	-------

1. じょくそう（床ずれ）以外で処置や手入れが必要な皮膚疾患等がありますか	1. ない	2. ある
---------------------------------------	-------	-------

4-2 えん下について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒4

1. できる	2. 見守り等	3. できない
--------	---------	---------

4-3 食事摂取について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒4

1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
-------	---------	---------	--------

4-4 飲水について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒4

1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
-------	---------	---------	--------

4-5 排尿について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒4

1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
-------	---------	---------	--------

4-6 排便について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒4

1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
-------	---------	---------	--------

5-1 清潔について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒5

	1. 自立	2. 一部介助	3. 全介助
7. 口腔清潔（はみがき等）	1	2	3
4. 洗顔	1	2	3
9. 整髪	1	2	3
1. つめ切り	1	2	3

5-2 衣服着脱について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒5

	1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
7. 上衣の着脱	1	2	3	4
1. ズボン、パンツ等の着脱	1	2	3	4

5-3 薬の内服について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒5

1. 自立	2. 一部介助	3. 全介助
-------	---------	--------

5-4 金銭の管理について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒5

1. 自立	2. 一部介助	3. 全介助
-------	---------	--------

5-5 電話の利用について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒5

1. 自立	2. 一部介助	3. 全介助
-------	---------	--------

5-6 日常の意思決定について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒5

1. できる 2. 特別な場合を除いてできる 3. 日常的に困難 4. できない

6-1 視力について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒6

1. 普通（日常生活に支障がない）
2. 約1m離れた視力確認表の図が見える
3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える
4. ほとんど見えない
5. 見えているのか判断不能

6-2 聴力について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒6

1. 普通
2. 普通の声がやっと聞き取れる
3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる
4. ほとんど聞えない
5. 聞えているのか判断不能

6-3 意思の伝達について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒6

1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる
2. ときどき伝達できる
3. ほとんど伝達できない
4. できない

6-4 介護者の指示への反応について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒6

1. 介護者の指示が通じる 2. 介護者の指示がときどき通じる 3. 介護者の指示が通じない

6-5 記憶・理解について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒6

- | | | |
|---------------------------|--------|---------|
| 7. 毎日の日課を理解することが | 1. できる | 2. できない |
| イ. 生年月日や年齢を答えることが | 1. できる | 2. できない |
| ウ. 面接調査の直前に何をしていたか思い出すことが | 1. できる | 2. できない |
| エ. 自分の名前を答えることが | 1. できる | 2. できない |
| オ. 今の季節を理解することが | 1. できる | 2. できない |
| カ. 自分がいる場所を答えることが | 1. できる | 2. できない |

7 問題行動について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。 ⇒7

- | | | | |
|-------------------------|-------|-----------|-------|
| 7. 物を盗られたなどと被害的になることが | 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
| イ. 作話をし周囲に言いふらすことが | 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
| ウ. 実際にはないものが見えたり、聞えることが | 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |

エ. 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
オ. 夜間不眠あるいは昼夜の逆転が	1. ない	2. ときどきある	3. ある
カ. 暴言や暴行が	1. ない	2. ときどきある	3. ある
キ. しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
ク. 大声をだすことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
ケ. 助言や介護に抵抗することが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
コ. 目的もなく動き回ることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
サ. 「家に帰る」等と言い落ち着きがないことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
シ. 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
ス. 1人で外に出たがり目が離せないことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
セ. いろいろなものを集めたり、無断でもってくるものが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
ソ. 火の始末や火元の管理ができないことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
タ. 物や衣類を壊したり、破いたりすることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
チ. 不潔な行為を行う（排泄物を弄ぶ）ことが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
ツ. 食べられないものを口に入れることが	1. ない	2. ときどきある	3. ある
テ. ひどい物忘れが	1. ない	2. ときどきある	3. ある

8 過去14日間に受けた医療について、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

(複数回答可)

⇒8

処置内容	1. 点滴の管理	2. 中心静脈栄養	3. 透析	4. ストーマ（人工肛門）の処置
	5. 酸素療法	6. レスピレーター（人工呼吸器）	7. 気管切開の処置	
	8. 疼痛の看護	9. 経管栄養		
特別な対応	10. モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）	11. じょくそうの処置		
失禁への対応	12. カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等）			

9 日常生活自立度について、各々該当するものに一つだけ○印をつけてください。

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2
認知症高齢者の日常生活自立度	自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M

10-1 日中の生活について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

⇒10

1. よく動いている	2. 座っていることが多い	3. 横になっていることが多い
------------	---------------	-----------------

10-2 外出頻度について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

⇒10

1. 週1回以上	2. 月1回以上	3. 月1回未満
----------	----------	----------

10-3 生活の不活発化の原因となるような家族・居住環境、社会参加等の状況の変化について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

⇒10

1. ない	2. ある
-------	-------

認定調査票（特記事項）**1 麻痺・拘縮に関連する項目についての特記事項**

1-1 麻痺等の有無, 1-2 関節の動く範囲の制限の有無

()
()
()**2 移動等に関連する項目についての特記事項**

2-1 寝返り, 2-2 起き上がり, 2-3 座位保持, 2-4 両足での立位保持, 2-5 歩行, 2-6 移乗, 2-7 移動

()
()
()**3 複雑な動作等に関連する項目についての特記事項**

3-1 立ち上がり, 3-2 片足での立位保持, 3-3 洗身

()
()
()**4 特別な介護等に関連する項目についての特記事項**

4-1 じょくそう（床ずれ）等の有無, 4-2 えん下, 4-3 食事摂取, 4-4 飲水, 4-5 排尿, 4-6 排便

()
()
()**5 身の回りの世話等に関連する項目についての特記事項**

5-1 清潔, 5-2 衣服着脱, 5-3 薬の内服, 5-4 金銭の管理, 5-5 電話の利用, 5-6 日常の意思決定

()
()
()**6 コミュニケーションに関連する項目についての特記事項**

6-1 視力, 6-2 聴力, 6-3 意思の伝達, 6-4 介護者の指示への反応, 6-5 記憶・理解

()
()
()**7 問題行動に関連する項目についての特記事項**

7 問題行動

()
()
()**8 特別な医療についての特記事項**

8 特別な医療

()
()
()**10 廃用の程度（生活の不活発さの程度）に関連する項目についての特記事項**

10-1 日中の生活, 10-2 外出頻度, 10-3 家族・居住環境、社会参加の状況などの変化

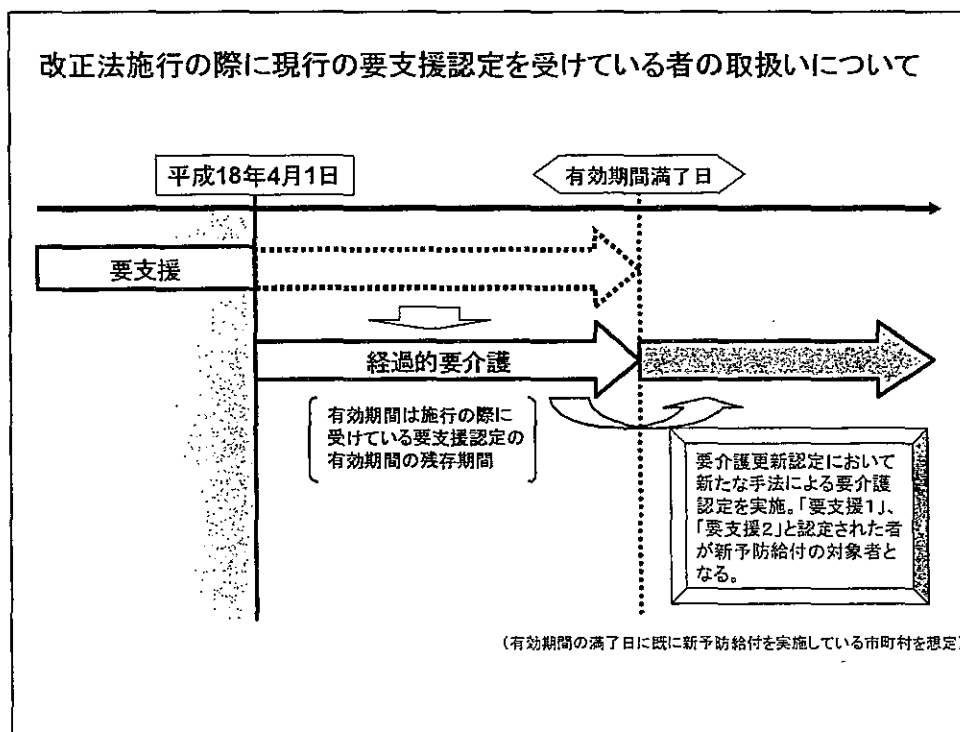
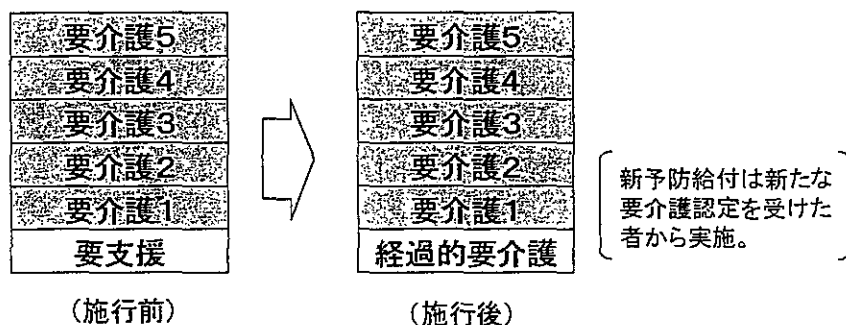
()
()
()

※ 本用紙に収まらない場合は、適宜用紙を追加して下さい

「経過的要介護」について

「介護保険法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第77号。以下「改正法」という。)附則第8条の規定により、改正法第3条施行の際(平成18年4月1日)に現行の要支援認定を受けている方は、新たな要介護認定を受けたものと見なされることとなるが、その際、これらの方々に該当する要介護状態区分を「経過的要介護」という。

この「経過的要介護」の有効期間は、施行の際に受けている要支援認定の有効期間の残存期間とし、また、支給限度額は現在の要支援のものと同じ(6,150単位)とする。



改正法施行後の要介護認定事務の取扱いについて

- 要介護認定の申請区分ごとの事務取扱いについては、課長会議等において適宜お示ししてきたところであるが、「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 77 号。以下「改正法」という。）の施行後の新予防給付実施市町村と未実施市町村における要介護認定事務取扱いについて、別表のとおり取りまとめたので、ご活用願いたい。

〔 注：別表の備考に示した施行規則の条項は現時点での案であることに留意願いたい 〕

- 特に経過的要介護者及び要支援者の区分変更認定の取扱いについては、今回の介護保険法の改正に伴う、新たな事務手続きとなるため、十分な周知を願いたい。
- なお、この取扱いは施行日以降の申請に対するものであり、平成 18 年 3 月 31 日までの取扱いとは異なることに注意願いたい。
- また、改正法に基づく新たな要介護認定の手法において、特に認知機能・廃用の程度の評価結果は今回新たに追加されたものであり、介護認定審査会における当該結果の取扱いについて混乱のないよう、後段の記述を参考としつつ、十分注意願いたい。

1. 経過的要介護者の区分変更認定の取扱いについて

- 改正法附則第 8 条の規定により、改正法第 3 条施行の際（平成 18 年 4 月 1 日）に現行の要支援認定を受けている者は、新たな要介護認定を受けたものと見なされることとなり、その際、これらの者に該当する要介護状態区分を「経過的要介護」という。

- したがって、経過的要介護者は要介護認定を受けていることとなるため、経過的要介護者が要介護状態区分に変更があると認める場合には法第29条に基づく区分変更認定を申請することとなる。
- この際、新予防給付実施市町村では、「要介護1」から「要介護5」までのいずれかの要介護状態等区分に該当するか、審査判定することとなるため、「経過的要介護」と認定することはできない。
- また、審査判定の結果「要支援1」又は「要支援2」に該当すると判定された場合は、当該申請を却下するとともに、法第31条及び第35条の規定により要支援認定を行うこととなるため、新予防給付実施市町村において経過的要介護者の区分変更申請により、再度「経過的要介護」と認定することはない。
- なお、新予防給付実施市町村において経過的要介護者が法第32条に基づく要支援認定（新規要支援認定）を申請した場合も同様に、再度「経過的要介護」と認定することはないので注意を要する。

2. 要支援者の区分変更認定の取扱いについて

基本的な考え方

- 介護保険法の改正により、新たに要支援状態にも要支援状態区分が設けられたことから、改正法の施行日以降は新予防給付実施市町村においては要支援者の区分変更認定が行われることとなる。
- 法第33条の2（要支援認定の区分変更）については、法35条第1項から第4項までの要介護認定等の手続の特例は準用されず、したがって要支援区分変更申請にかかる審査判定は、要支援状態区分の審査のみ行い、要介護状態かどうか、といった審査は行われないこととされている。

- 平成 17 年 12 月 19 日の課長会議資料においては、新予防給付に係る規定の施行後に、要支援認定を受けている者が、当該要支援状態区分の変更を希望する場合は、要支援区分変更申請を行うこととしていたが、より円滑な要介護認定（要支援認定を含む。）が可能となるよう、以下の取扱いとすることとする。

「要支援 1」の者の取扱いについて

- 状態像に変化があると見込まれる場合には、「要支援認定区分変更申請」ではなく、「新規要介護認定申請」を原則とする。

＜結果の取扱い＞

① 「要介護 1」～「要介護 5」までと判定された場合

- ・ 現に受けている要支援認定を取り消すとともに、要介護認定を行う。
- ・ 新規要介護認定の効果は申請日までさかのぼるため、申請日からの有効期間を定める。（有効期間の取り決めは現行の新規要介護認定と同じ（規則第 38 条）

② 「要支援 2」と判定された場合

- ・ 規則第 35 条第 6 項の規定に基づき、要支援状態区分変更申請があった者とみなして、「要支援 2」と認定する。
- ・ 要支援区分変更の効果は申請日までさかのぼるため、申請日からの有効期間（規則第 52 条）を定める。

③ 「要支援 1」と判定された場合

- ・ 申請を却下する。
- ・ なお、現に受けている要支援認定の有効期間の満了日の 60 日前以降に新規の要介護認定を申請し、要支援状態区分に変更がない場合には当該申請を要支援更新申請として取り扱うことが可能（規則第 34 条第 4 項）。

- なお、要支援認定区分変更申請がなされた場合には、要支援状態区分の審査のみ行うこととなるため（要介護認定はできない）、申請の際には申請者に要介護認定等の事務的手続きについて十分周知する。

「要支援2」の者の取扱いについて

- 状態像に変化があると見込まれる場合には、「要支援区分変更認定」の申請ではなく、「新規要介護認定」の申請を原則とする。

<結果の取扱い>

① 「要介護1」～「要介護5」までと判定された場合

- ・ 現に受けている要支援認定を取り消すとともに、要介護認定を行う。
- ・ 新規要介護認定の効果は申請日までさかのぼるため、申請日からの有効期間を定める。（有効期間の取り決めは現行の新規要介護認定と同じ（規則第38条））

② 「要支援2」と判定された場合

- ・ 申請を却下する。
- ・ なお、現に受けている要支援認定の有効期間の満了日の60日前以降に新規の要介護認定を申請し、要支援状態区分に変更がない場合には当該申請を要支援更新申請として取り扱うことが可能（規則第34条第4項）。

③ 「要支援1」と判定された場合

- ・ 規則第35条第6項の規定に基づき、要支援状態区分変更申請があった者とみなして、「要支援2」と認定する。

- なお、「要支援2」の者が区分変更申請を行った場合は、「要支援1」か「要支援2」かの審査判定しかなされないため、通常の申請としては想定されない。申請があった際には、申請者に要介護認定等の事務的手続きについて十分周知する。

3. 「介護の手間に係る審査判定」において勘案しない事項について

- 改正法に基づく要介護認定を実施するに当たっては、「認定ソフト2006」を使用し、別添にて例示した「介護認定審査会資料」を作成し、「介護の手間に係る審査判定」、「状態の維持・改善可能性の審査判定」を行うこととなるが、
 - ① 「介護認定審査会資料」のうち、「5. 認知機能・廃用の程度の評価結果」については、「状態の維持・改善可能性の審査判定」において用いるよう、作成されたものであること、
 - ② 「介護の手間に係る審査判定」において「要介護1相当」と判定された者に対してのみ、「状態の維持・改善可能性の審査判定」を行うこととしているところである。

- したがって、「介護の手間に係る審査判定」において、「認知機能・廃用の程度の評価結果」の記載内容は勘案しない。

- 以上については「介護認定審査会資料」、「5. 認知機能・廃用の程度の評価結果」部分に「(維持・改善可能性の審査判定で仕様)」と記載し、注意喚起を図っているところであるが、介護認定審査会委員に対し周知を行い、要介護認定の運用に遺憾のないよう、特段のご配慮をお願いしたい。

取扱注意

介護認定審査会資料

平成18年 8月 7日 作成
 平成18年 8月 1日 申請
 平成18年 8月 4日 調査
 平成18年 8月 9日 審査

合議体番号： 000001 No. 1

被保険者区分： 第1号被保険者 年齢： 76歳 性別： 男 現在の状況： 居宅（施設利用なし）
 申請区分： 更新申請 前回要介護度： 要支援2 前回認定有効期間： 6月間

1 一次判定等

(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

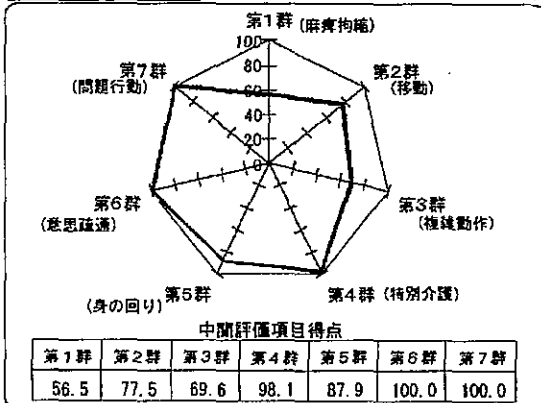
一次判定結果： 要介護1相当

要介護認定等基準時間： 48.4分

食事	排泄	移動	清潔保持	間接	問題行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	8.6分	15.0分	0.4分	10.6分	11.6分

警告コード：

3 中間評価項目得点表



4 日常生活自立度の組み合わせ

障害高齢者自立度： J1 認知症高齢者自立度： I

自立	要支援1	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
0%	50%	50%	0%	0%	0%	0%

5 認知機能・応用の程度の評価結果

認知症高齢者の日常生活自立度
 認定調査結果 [I] 主治医意見書 [II a]
 「認知症高齢者の日常生活自立度」の蓋然性評価

A	B	C	D
○			

 ※「認知症高齢者の日常生活自立度」が「自立～I」の蓋然性が
 A:75%以上 B:50%以上75%未満
 C:25%以上50%未満 D:25%未満
 認定調査結果(応用の程度に関する調査項目)
 歩行：つかまれば可
 移動：自立
 日中の生活：よく動いている
 外出頻度：週1回以上
 環境・参加の状況等の変化：ない
 認知機能・応用の程度から推定される給付区分
 予防給付相当 介護給付相当

2 認定調査項目

調査結果	○●	前回結果
第1群 (麻痺拘縮) 1. 麻痺 (左一上肢) (右一上肢) (左一下肢) (右一下肢) (その他) 2. 拘縮 (肩関節) (肘関節) (股関節) (膝関節) (足関節) (その他)	ある ある	
第2群 (移動) 1. 登下り 2. 起き上がり 3. 座位保持 4. 両足での立位 5. 歩行 6. 乗移 7. 移動	つかまれば可 つかまれば可	できる
第3群 (複雑動作) 1. 立ち上がり 2. 片足での立位 3. 洗身	つかまれば可	○ 支えが必要
第4群 (特別介護) 1. 1. じよくそつ 2. 2. 皮膚疾患 3. 3. 食事摂取 4. 4. 飲水 5. 5. 排泄 6. 6. 排便	ある	ない
第5群 (身の回り) 1. 1. 口腔清潔 2. 2. 洗面 3. 3. 髪髪 4. 4. つめ切り 5. 5. 衣服の着脱 6. 6. スボン等の着脱 7. 7. 衣の内服 8. 8. 金銭の管理 9. 9. 電話の利用 10. 10. 日常の意思決定	見守り等 一部介助	● 自立
第6群 (意思疎通) 1. 1. 視力 2. 2. 聴力 3. 3. 意思の伝達 4. 4. 指示への反応 5. 5. 毎日の日課を理解 6. 6. 生年月日をいう 7. 7. 短期記憶 8. 8. 自分の名前をいう 9. 9. 今の住所をいう 10. 10. 住所の場所を指す		
第7群 (問題行動) 1. 1. 不潔な行動 2. 2. 徘徊 3. 3. 夜間徘徊 4. 4. 暴言 5. 5. 暴力 6. 6. 不穏な行動 7. 7. 不穏な行動 8. 8. ひどい物忘れ		

「介護の手間に係る審査判定」において、「要介護1相当」と判定された者に対してのみ使用

6 現在のサービス利用状況(予防給付)

介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)	4回/月	介護予防福祉用具貸与	0品目
介護予防訪問入浴介護	0回/月	特定介護予防福祉用具販売	0品目/6月間
介護予防訪問看護	0回/月	住宅改修	なし
介護予防訪問リハビリテーション	0回/月	介護予防認知症対応型通所介護	0日/月
介護予防居宅療養管理指導	0回/月	介護予防小規模多機能型居宅介護	0日/月
介護予防通所介護(デイサービス)	0回/月	介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	0日/月
介護予防通所リハビリテーション	0回/月		
介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	0日/月		
介護予防短期入所療養介護	0日/月		
介護予防特定施設入居者生活介護	0日/月		

NCL110-1

2006/08/07 16:39:54

(図) 介護認定審査会資料の例

要介護認定の申請区分と有効期間等の整理(新予防給付実施市町村)

	申請区分	申請者	申請書	決定	通知書	有効期間	備考(*取扱方針)		
新規	要介護認定申請	-	要介護認定申請書	要介護1~5	結果通知書	6ヵ月(3~ 6ヵ月)	「区分変更の取扱い」(施行規則第35条第6項)の適用も可能 「みなし更新」(施行規則第35条第4項)の適用も可能		
				要支援1~2					
				非該当					
				却下				却下通知書	-
				取り下げ				-	
	要支援認定申請	-	要支援認定申請書	要介護1~5	結果通知書	6ヵ月(3~ 6ヵ月)	「区分変更の取扱い」(施行規則第49条第6項)の適用も可能 「みなし更新」(施行規則第49条第5項)の適用も可能		
				要支援1~2					
				非該当					
				却下				却下通知書	-
				取り下げ				-	

	申請区分	申請者	申請書	決定	通知書	有効期間	備考(*取扱方針)	
更新	要介護更新認定申請	要介護1~5	要介護更新認定申請書	要介護1~5	結果通知書	12ヵ月(3~24ヵ月)	(* 職権による取消(法第31条)も可能)	
				要支援1~2		6ヵ月(3~ 6ヵ月)		
				非該当				
				却下		却下通知書		残りの有効期間
				取り下げ		-		
		経過的要介護	要介護更新認定申請書	要介護1~5	結果通知書	6ヵ月(3~ 6ヵ月)	(* 職権による取消(法第31条)も可能)	
				要支援1~2		12ヵ月(3~12ヵ月)		
				非該当				
				却下		却下通知書		残りの有効期間
				取り下げ		-		
	要支援更新認定申請	要支援1~2	要支援更新認定申請書	要介護1~5	結果通知書	6ヵ月(3~ 6ヵ月)	(* 職権による取消(法第34条)も可能)	
				要支援1~2		12ヵ月(3~12ヵ月)		
				非該当				
				却下		却下通知書		残りの有効期間
				取り下げ		-		

申請区分	申請者	申請書	決定	通知書	有効期間	備考(取扱方針)	
要介護認定区分変更申請 有効期間満了日の 61日前以前	要介護1～5	要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)		
			却下(区分変更なし)	却下通知書	残りの有効期間		
			要支援1～2	却下・取消・結果通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	有効期間の開始日は「決定日」	
			非該当	却下・取消通知書	—		
			却下	却下通知書	残りの有効期間		
			取り下げ	—	—		
	経過的要介護	要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)		
			却下(区分変更なし)	—	—	(*)「経過的要介護者」からの区分変更申請に対して「却下」は発生しない	
			要支援1～2	却下・取消・結果通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	有効期間の開始日は「決定日」	
			非該当	却下・取消通知書	—		
			却下	—	—	(*)「経過的要介護者」からの区分変更申請に対して「却下」は発生しない	
			取り下げ	—	残りの有効期間		
要支援認定区分変更申請 (要介護(新規)認定申請を 優先) 有効期間満了日の 61日前以前	要支援1～2	要支援認定区分変更申請書	要支援1～2(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)		
			却下(区分変更なし)	却下通知書	残りの有効期間		
			要介護1～5	却下通知書		(課長会議資料参照)	
			非該当	却下・取消通知書	—		
			却下	却下通知書	残りの有効期間		
			取り下げ	—	—		
	要介護認定区分変更申請 有効期間満了日の 60日前以降	要介護1～5	要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
				却下(区分変更なし)	結果通知書	12ヵ月(3～24ヵ月)	「みなし更新」(施行規則第42条第4項)
				要支援1～2	却下・取消・結果通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	有効期間の開始日は「決定日」
				非該当	却下・取消通知書	—	
				却下	却下通知書	残りの有効期間	
				取り下げ	—	—	
経過的要介護		要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)		
			却下(区分変更なし)	—	—	(*)「経過的要介護者」からの区分変更申請に対して「却下」は発生しない	
			要支援1～2	却下・取消・結果通知書	12ヵ月(3～12ヵ月)		
			非該当	却下・取消通知書	—		
			却下	—	—	(*)「経過的要介護者」からの区分変更申請に対して「却下」は発生しない	
			取り下げ	—	残りの有効期間		
要支援認定区分変更申請 (要介護(新規)認定申請を 優先) 有効期間満了日の 60日前以降	要支援1～2	要支援認定区分変更申請書	要支援1～2(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)		
			却下(区分変更なし)	結果通知書	12ヵ月(3～12ヵ月)	「みなし更新」(施行規則第55条の2第4項)	
			要介護1～5	却下通知書	残りの有効期間	(課長会議資料参照)	
			非該当	却下・取消通知書	—		
			却下	却下通知書	残りの有効期間		
			取り下げ	—	—		

注:「備考」に示した施行規則の条項は平成18年3月13日時点の案である。

要介護認定の申請区分と有効期間等の整理(新予防給付未実施市町村)

申請区分	申請者	申請書	決定	通知書	有効期間	備考(※取扱方針)	
新規	要介護認定申請	-	要介護認定申請書	要介護1~5	結果通知書	6ヵ月(3~ 6ヵ月)	
				経過的要介護		6ヵ月(3~ 6ヵ月)	
				非該当	-		
				却下		却下通知書	
				取り下げ		-	

申請区分	申請者	申請書	決定	通知書	有効期間	備考(※取扱方針)	
更新	要介護1~5	要介護更新認定申請書	要介護1~5	結果通知書	12ヵ月(3~24ヵ月)		
			経過的要介護		6ヵ月(3~ 6ヵ月)		
			非該当	-		(*)職権による取消(法第31条)も可能	
			却下		却下通知書	残りの有効期間	
			取り下げ		-		
	経過的要介護	要介護更新認定申請書	要介護1~5	結果通知書	6ヵ月(3~ 6ヵ月)		
			経過的要介護		12ヵ月(3~12ヵ月)		
			非該当	-		(*)職権による取消(法第31条)も可能	
			却下		却下通知書	残りの有効期間	
			取り下げ		-		

申請区分	申請者	申請書	決定	通知書	有効期間	備考(取扱方針)
区分変更	要介護認定区分変更申請 有効期間満了日の 61日前以前	要介護1～5 要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
			却下(区分変更なし)	却下通知書	残りの有効期間	
			経過的要介護	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
			非該当	却下・取消通知書	—	
			却下	却下通知書	残りの有効期間	
			取り下げ	—		
			経過的要介護	要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書
	要介護1～5 要介護認定区分変更申請 有効期間満了日の 60日前以降	要介護1～5 要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
			却下(区分変更なし)	結果通知書	12ヵ月(3～24ヵ月)	「みなし更新」(施行規則第42条第4項)
			経過的要介護	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)	
			非該当	却下・取消通知書	—	
			却下	却下通知書	残りの有効期間	
			取り下げ	—		
			経過的要介護	要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書
要介護1～5 要介護認定区分変更申請 有効期間満了日の 60日前以降	要介護1～5 要介護認定区分変更申請書	要介護1～5(区分変更あり)	区分変更通知書	6ヵ月(3～6ヵ月)		
		却下(区分変更なし)	結果通知書	12ヵ月(3～12ヵ月)	「みなし更新」(施行規則第42条第4項)	
		非該当	却下・取消通知書	—		
		却下	却下通知書	残りの有効期間		
		取り下げ	—			

注:「備考」に示した施行規則の条項は平成18年3月13日時点での案である。